

# 第58回酒田市民芸術祭

## 酒田市民短歌大会・酒田市民俳句大会 秀作作品

### 短歌

#### \*入選歌

- 自<sup>し</sup>が父母に宛てたる文に「遺書ナシ」と記し飛び発つ兵士のありき 大園 智哉
- どの部屋も三人の孫の宝もの溢れむばかり孫在らばこそ 渡部 芳子
- 八十歳の頬に<sup>にきび</sup>面疱の二つ三つ孫の薬を塗つて見やうか 前田 伸一
- 齢<sup>よわい</sup>九十わが人生に悔いなきや道一筋を振りかへりみる 金井みやこ
- 病院に夫が苦しむこんな日も窓いつぱいの朝顔の藍 今井 喜代
- 米寿なる夫と一所に六十年尚健やかに今日は畑打つ 上林きよみ
- 新しき水族館に満天の星照るごとく海月舞ひたり 豊岡 百蔵
- 薄曇る空を仰げば紋黄蝶ひらりと角度を変えて影引く 高橋 喜美
- 野良仕事の不馴れなわれを氣遣ひたる亡父の手紙筆筒より出づ 小松 祐子
- 未熟児の吾がため父の作らせし馬蹄形の湯湯婆捨てがたく持つ 門山 鋭子

### 俳句

#### \*兼題の部

- ひと声を長湯にかけて良夜かな 柴田 和子
- 本当の友は妻なり木の実降る 石垣 専一
- 児が走るカメラも走る運動会 鎌戸登志子
- 秋ナスを誰に遠慮と嫁が喰ひ 石川 幸子
- 月山の見え隠れして蕎麦の花 秋野 晴子
- 人の世は長し短かしちろろ鳴く 澁谷 澄
- 毬栗<sup>いがぶ</sup>を掃いて迎える僧侶かな 藤丸 美生
- 借景に山置く庭の新松子<sup>しんちぢり</sup> 戸田 すみ
- 家捨てし人あらはれて墓洗ふ 堀 健悦
- 鉄柱の錆びし工場秋の蟬 石川 國昭
- 容貌は二のつぎにして秋茄子 青葉 信子
- 穂のものを活けて座敷も秋めけり 佐藤 誠
- 爪弾くや音色に絡む風は秋 佐々木良子
- 漁船いま釣瓶落しの日に吞まる 斎藤 富雄
- 稲黄金百景織りなす最上川 渡部 秀

#### \*席題の部

(秋風 鷹渡る 松手入)


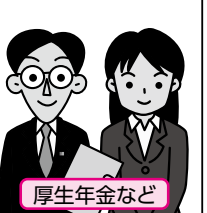

- 飛島へ移住の決意鷹渡る 工藤千江子
- 月山の瑕疵<sup>かし</sup>なき空や鷹渡る 白畑 広子
- 声かけることの憚<sup>はばか</sup>る松手入 村上 礼
- するすると登る地下足袋松手入 菅原智恵子
- 空の蒼斜<sup>あふ</sup>に裂きて鷹渡る 佐藤 恒宇
- 秋風や卒寿の朝の顔なづる 富樫 國雄
- 母の指す鷹の渡りを仰ぎけり 舟越とみ子
- 蹲踞<sup>つくばい</sup>の水面過ぎゆく秋の風 佐藤 良和
- 年金の更に減りゆく秋の風 佐藤 喜久
- 半島に残されし馬秋の風 阿部八重子
- 帯締めて野点一碗秋の風 したらきようこ
- 湯殿山へと秋風抜くる六十里 鈴木 幸子
- 松手入三日がかりの空広く 佐藤 元子
- 松手入ラジオの音が鳴りひびく 村上岳志(小学5年生)
- 手入れされ松の鉢もち部屋まはる 住石 榮子

## 20歳がスタート 知っておきたい国民年金

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、各総合支所地域振興課、鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040

### 20歳になったら国民年金加入の手続きをお忘れなく

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金への加入が義務付けられています。加入者を被保険者と呼び、次の3つに区分されています。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	 厚生年金など	
自営業、学生、無職の方など	会社員、公務員など	会社員などに扶養される配偶者

20歳になったときに、上図の第1号被保険者に該当する方には国民年金資格取得届出書が届きますので、必要事項を記入し、同封の封筒で日本年金機構へ返送してください。手続き終了後、年金手帳が郵送されます。年金手帳は、国民年金保険料(以下「保険料」)の納付確認や、将来年金を受給する際に必要ですので、大切に保管してください。

就職・退職・結婚などで国民年金の加入区分が変わった場合、その都度届け出が必要です。



### 国民年金の給付は3種類

国民年金には、3つの基礎年金給付があります。

**老齢基礎年金**／原則として65歳から受給できます

◆ただし、減額繰り上げ受給、増額繰り下げ受給の制度があります。

**障害基礎年金**／国民年金加入中のけがや病気で1級・2級の障害が残ったときに受給できます

**遺族基礎年金**／国民年金加入者が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子が受給できます(子の年齢が18歳になるまで)。

### 保険料と納め方

国民年金資格取得届出書を返送すると、保険料の納付書が届きます。20歳から60歳までの40年間保険料を納めることで、満額の年金を受給できます。

第1号被保険者の平成26年度保険料は、月額15,250円です。納付期限は納付対象月の翌月末です。

#### ●保険料の納め方

**納付書(現金)**／各金融機関またはコンビニエンスストアの窓口で納付

**口座振替**／手続きは、各金融機関または鶴岡年金事務所  
**クレジットカード納付**／鶴岡年金事務所手続き(郵送も可)

#### ●便利でお得な割引制度

保険料を2年分、1年分または半年分をまとめて納めると、割引になる前納制度があります。また口座振替では、翌月末引き落としを当月末引き落としにすることで割引になる早割制度もあります。

### 保険料の納付が困難なときには

保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金も受給できない場合があります。

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付を免除または猶予される制度があります。また学生の方には学生納付特例制度があります。

◆申請には受付期限がありますので、早めに相談してください。

### 年金を受給するためには

老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間(第2号・第3号被保険者期間を含む)と免除期間などを合わせて25年以上必要です。

◆保険料の未納期間があると、厚生年金加入中のけがなどで障害厚生年金を申請しても受給できない場合があります。離職や扶養を外れたなどの短い期間でも、国民年金の加入手続きをきちんとして保険料の未納や免除手続き漏れのないように気をつけましょう。